

第4章 施策

- 1 緑を守り育てる【緑の保全】
- 2 緑をつくり育てる【緑の創出】
- 3 緑の拠点を活用する【緑の活用】
- 4 緑を育てるしくみをつくる【緑の普及】

第4章 施策

1 緑を守り育てる【緑の保全】

(1) 樹林・樹木の保全

① 骨格となる樹林の保全

a. 市南部の大規模な平地林の保全

- 埼玉県のみさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「みさと緑の景観地」は、「堀兼・上赤坂みさと緑の景観地」、「梶山みさと緑の景観地」、「水野みさと緑の景観地」、「南入間野みさと緑の景観地」、「逃水みさと緑の景観地」の5地区が指定されています。農地と調和した武蔵野の面影を残す本市の特徴的な平地林を継承していくため、地権者と埼玉県と連携し、今後も保全に努めます。
- 堀兼・上赤坂公園周辺の平地林については、特に保全する必要性が高い平地林として、引き続き公有地化の重点地区として、公有地化を推進します。
その他のみさと緑の景観地についても、関係施策との調整を図りながら、永続的に保全できるよう検討します。



トラスト保全第9号地の保全活動

b. 入間川周辺の斜面緑地の保全

- 入間川周辺の緑を形成する公有地化された帯状の斜面緑地は、順次、樹木の更新を図るなどの保全を推進します。



柏原斜面緑地

c. 智光山公園内の樹林の保全

- 智光山公園内の樹林の保全に努めます。



智光山公園内の樹林

② 点在する樹林・樹木の保全

a. 市街地及びその周辺の樹林の保全

- 狭山市ふれあい緑地指定要綱に基づく「ふれあい緑地」は、現在7地区が指定され、市民の憩いの場として開放されており、地域バランスを考慮した保全に努めます。
- 市街地内及びその周辺に残る貴重な樹林については、良好な都市環境を維持するため、保全の促進に努めます。

b. 保存樹木等の保全

- 市内に点在する保全すべき樹木等は、都市の美観を維持するため、狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例に基づく保存樹木等に指定し、保全を図ります。



保存樹木

c. 社寺林等の保全

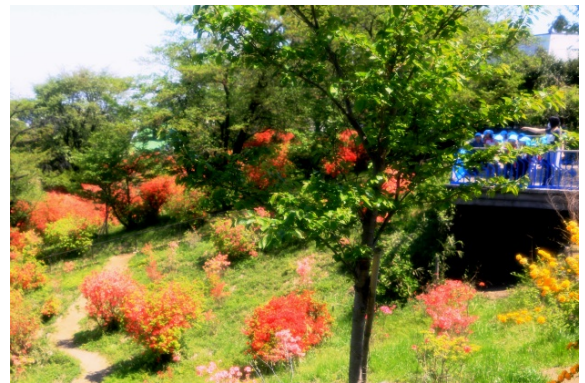
- 社寺林や史跡・文化財と一体となった樹林の保全に努めます。
- 古くから街の象徴として親しまれている名木・古木の保全を図ります。



社寺林

③ 特別緑地保全地区の保全（特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項）

- 稲荷山特別緑地保全地区は、古くからヤマツツジや桜が植栽されたほか、市街地としては貴重なカタクリやヤマユリが群生しており、隣接した稲荷山公園の展望台からは秩父連山や赤城山が一望できるなど、市民の散策や自然観察の場となっています。今後も市民の憩いの場として、整備した散策路の維持管理に努め、必要に応じて保護柵や標識などの整備をするとともに、ヤマツツジを主とし、カタクリやヤマユリなどの自生植物の保全に配慮しながら、市民、市民団体等と協働して保全に取り組むなど、景観に考慮した保全に努めます。



稲荷山特別緑地保全地区

④開発における樹林・樹木の保全

- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例及び狭山市宅地等の開発に関する指導要綱等の緑化基準により緑地の確保を図るとともに、大規模な面積の開発事業においては、都市計画法等の基準に基づき、既存の樹林・樹木と表土の保全に努めることで、樹林・樹木と表土の減少を防ぎます。

（２）農地の保全

市街化区域内の小規模農地や市街化調整区域内の茶畑等に代表されるまとまりのある農地は、本市の重要な産業である農業生産地であるとともに、貴重なオープンスペースであることから、その保全に努めます。

①市街化区域内の農地の保全

a. 生産緑地地区の指定と保全・整備

- 市街化区域内の農地は、市街地の貴重なオープンスペースであることから、生産緑地制度の活用等により、農地の保全に努めます。

②市街化調整区域内の農地の保全

a. 農業振興地域内の農地の保全

- 農業振興地域として現況を維持し、農業の振興を図ります。
- 農業生産基盤の整備や安定した農業経営を維持するための支援、また、農業後継者・新規就農者などの担い手の育成・確保を図ることによって農地の保全に努めます。



平地林と一体となったまとまりのある農地

（３）水辺の保全

市民生活にうるおいをもたらし、多くの動植物の生息場所となっている河川の保全を図ります。

①自然豊かな入間川の水辺の保全

a. 水質の保全

- 水質保全に努め、魚や鳥が棲める環境を確保することで、現在の多様な生態系の保全を図ります。

b. 河川敷の保全・活用

- 入間川河川敷は、都市に残された貴重な自然であるとともに、市民の憩いの場であることから、河川景観の保全と親水性の向上を図ります。
- 河川敷の遊歩道や市の公園施設などの総合的な活用を図ります。



入間川河川敷



（４）生物の多様性に配慮した環境の保全

生物の多様性を確保していくためには、動植物の生息・生育環境としての緑地とともに、動植物種の移動を可能とする連続性を持った緑地が必要となります。

本市は、大規模な平地林や河川等、様々な動植物が生息・生育している自然環境を有していることから、これらの自然環境を生物多様性確保のための中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区として、保全に努めます。

①市南部の生息場所の保全

- 市の南部には、大規模な平地林と農地が連続して広がっていることから、多数の動植物の生息する地域として、生物多様性確保のための中核地区及び回廊地区である緑地の保全を図ります。

②市中央部の生息場所の保全

- 市の中央部には、入間川が流れていることから、緑と水が一体となった動植物の生息する地域として、生物多様性確保のための拠点地区、回廊地区である水辺空間の保全を図ります。

また、入間川右岸の稲荷山斜面緑地については、特別緑地保全地区の指定により、緑地の恒久的な保全が図られていることから、市民、市民団体との協働により、貴重な植物等の生息地として、管理・活用を図ります。

③市北部の生息場所の保全

- 市の北部には、入間川左岸の斜面緑地として柏原、広瀬、笹井に連続した緑地が続いており、智光山公園内の樹林とともに、動植物の生息地として、生物多様性確保のための中核地区及び回廊地区である緑地の保全を図ります。

④その他の生育場所の保全

- 本市は、市南部、市北部ともに、まとまりのある農地があり、中核地区、拠点地区、回廊地区にそれぞれ隣接するとともに、緑地との緩衝地帯として動植物の生育に寄与することから、生物多様性確保のための緩衝地区としての農地の保全に努めます。

2 緑をつくり育てる【緑の創出】

(1) 緑と水にふれあえる空間の創出

身近な公園の整備をはじめ、河川、樹林地、農地等を活用して、市民が水と緑とふれあうことのできる様々な空間の創出に努めます。

①公園の整備

a. 都市公園等の整備

- 本市の一人当たりの公園面積は、都市公園法施行令及び狭山市都市公園条例に規定される基準に近い面積に達しているため、今後は公園の適正な配置等の検討を進めます。
- 住区基幹公園は、健康のための日常的運動の場や地域のスポーツ振興の拠点となるよう施設の整備を図ります。
- 都市基幹公園は、市民の余暇時間の増大や価値観の変化等に対応した多様なレクリエーションやスポーツの場として、特色のある公園整備を計画的に進めます。
- 市民の憩いの場や子供の安全な遊び場として、公園施設の適切な維持管理を行うとともに、公園管理を充実するため、公園台帳の電子化を進め、公園遊具等の長寿命化を図ります。
- 高齢者、障害者等の利用に配慮した公園を目指します。
- 大規模な都市公園については、災害時の緊急避難場所として配慮した施設整備を図ります。
- 地域による公園の保全活動を支援し、市民と協働して公園の維持管理を推進します。
- 少子高齢化と人口減少が進む中、利用形態の多様化に対応するため、地域の意見を尊重した公園施設の利用方法を検討します。

b. 都市公園以外の公園の整備

- 都市公園以外の公園については、都市公園化を図る一方、都市公園としての位置付けが困難な借地等による公園や開発等によって整備された小規模な公園などについても、市民の身近な緑とオープンスペースとして、都市公園と同様に維持管理を図ります。

②河川・水路の緑化

a. 入間川河川敷の整備

- 入間川の河川敷は、都市に残された貴重な自然であることから、生態系に配慮し、多くの市民が憩える豊かな自然を積極的に残した公園緑地の整備を進めるよう、埼玉県や市民との連携を図ります。
- 市民、市民団体等と協働し、地域での保全活動を推進するとともに、保全に取り組む団体を支援します。

③自然とのふれあいの場の整備

a. 自然体験や学習の場の整備

- 堀兼・上赤坂公園を、周辺の平地林と一体となった狭山の魅力ある緑の代表として位置づけ、雑木林の歴史的な成り立ちや生活との関わりを学習できるような場として、整備に努めます。
- 市民緑地やふれあい緑地は、市民に憩いと散策の場を提供するため、市民団体と協働した整備に努めます。
- 智光山公園は、都市緑化植物園を中心に、人と自然の関わりについて学習する場として、また、動植物や自然への接し方を市民に広く伝える施設として、一層の整備に努めます。



都市緑化植物園

(2) 身近な緑の創出

市民と市が協力して、住宅や公共施設等の身近な場所に多くの緑を創出することにより、暮らしの快適性の向上と街並みの景観の向上を図ります。

①公共公益施設等の緑化

a. 公共公益施設、教育文化施設、福祉施設の緑化

- 市役所や公民館、図書館、児童館等多くの市民が利用する公共公益施設は、敷地内の積極的な緑化に努めます。

b. 学校の緑化

- 学校は、防災拠点、都市景観の創出等緑の拠点を形成する上で重要であることから、全ての学校について計画的な緑化を図ります。
- 防災と景観の視点から外周部の緑化を図ります。

②民有地の緑化

a. 住宅地の緑化

- 開発時の緑化指導により緑地の確保に努めます。
- 「狭山市生け垣等設置奨励補助金交付要綱」に基づく補助金の交付により、生け垣の設置を推進します。
- 苗木等の配布により、ベランダ緑化や道路に面した部分の緑化を促進し、花と緑豊かな住宅地の育成を図ります。

b. 商工業地の緑化

- 開発時の緑化指導により緑地の確保に努めます。
- 商業施設等の大規模な建築物について、市民の憩いの場となるよう、質の高い緑化を促進します。
- 工業地の緑化について、防災や景観に配慮した外周部の緑化など、質の高い緑地の確保を促進します。

③道路緑化

a. 道路緑化の保全

- 街路樹は、最も身近な緑のひとつであるとともに、市内の連続した貴重な緑であることから、交通上の安全性を確保したうえで、都市景観に配慮した緑の保全に努めます。



街路樹と茶畑

3 緑の拠点を活用する【緑の活用】

(1) 緑の拠点となる公園緑地の活用

市民にとってシンボルとなる緑の拠点を活用するため、次のような施策に取り組みます。

①智光山公園の活用

- 智光山公園は、自然生態観察園を中心とした豊かな自然を活かした総合公園であるとともに、スポーツ、レクリエーション、イベント交流、野外体験活動など、多様な活動に対応した市北部の緑の拠点として、活用を図ります。
- 都市緑化植物園は、智光山公園内の植物と親しむゾーンとして、花や緑に関する講習会、自然観察会、親子で楽しめるクラフト体験など様々なイベントを通して緑や自然について学習する場などとして、活用を図ります。



智光山公園



②入間川河川敷公園の活用

- 入間川の河川敷公園は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場など、入間川とその河川敷などの貴重な自然を生かした公園であり、市中央部の緑の拠点として、活用を図ります。
- また、入間川のサイクリングコースや遊歩道等により、散策やサイクリング等が楽しめる河川敷公園の特色を生かした連続性を確保します。



③堀兼・上赤坂公園の活用

- 堀兼・上赤坂公園は、武蔵野の面影を残す平地林と身近に接することのできる公園として、市民の憩いの場であるとともに、多目的グラウンドを利用したスポーツ・レクリエーションの利用促進、研修室や展示室などを利用した展示会や体験教室・講座を開催するなど、市南部の緑の拠点の公園として活用を図ります。



堀兼・上赤坂公園

④公有地化した平地林の活用

- 市内の公有地化した平地林は、市民、市民団体などと協働し、地域保全活動を推進し、保全に取り組むとともに、市民の憩いの場として提供するなどの活用を図ります。



トラスト保全第9号地（堀兼・上赤坂の景観地内）

4 緑を育てるしくみをつくる【緑の普及】

(1) 緑を育てる体制づくり

市民、市民団体、事業者、行政の協働による緑のまちづくりを進めていくため、庁内組織の充実や、協力者の組織化等を行い、事業推進体制の確立を図ります。

①緑と水のまちづくり推進体制の確立

a. 庁内組織の充実

- 緑のまちづくりを計画的に進めていくため、緑化及び緑の保全に対する合意形成を図り、総合的に事業を推進できる庁内組織の確立を図ります。

b. 住民参加の促進

- 身近な公園や緑地での活動を通し、地域への愛着意識を高めるため、花壇などの整備を行える機会の充実を図ります。

c. 維持管理の分担

- 緑の維持管理をより成果の高いものとするため、市民、市民団体、事業者、行政の役割分担を明確にして、意思疎通を図り、それらの維持管理方策の検討を行います。

②緑のリサイクルの推進

a. リサイクルシステムの導入による環境への負荷の軽減と副産物の有効活用

- 剪定によって生じる枝葉をチップとして粉碎処理することにより、資源の再利用を図ります。粉碎処理したチップは堆肥化したり、植栽地にチップのままウッドチップマルチングとして敷き均して利用します。

③民間団体の育成

a. 市民や市民団体等への支援

- 市民緑地やふれあい緑地、入間川河川敷の緑地などの保全を図るため、市民や市民団体等の活動を支援します。
- 身近な公園の管理の一部を行う自治会等の活動を支援し、一層の活性化を図ります。



入間川河川敷での保全活動



入間川河川敷の曼珠沙華

④市民援助体制の充実

a. 技術的支援

- 緑化講習会の開催や緑化に関する相談に応じる体制の充実に努めます。

b. 資金的支援

- 緑地の保全や緑化のための各種奨励金制度の継続に努めます。

c. 人的支援

- 緑のまちづくり活動を実践するため、活動リーダーの育成を図ります。

d. その他支援

- 公有地等で活動する市民団体等に対し、必要に応じた支援に努めます。

⑤緑化基金の充実

- 緑に関する取り組みを周知し、市民の緑化活動の支援、緑化事業や緑地の公有地化に必要な資金を確保するため、緑の基金の充実に努めます。

(2) 普及・啓発

緑に親しむイベントの開催等により、緑化の普及・啓発を図ります。

①情報提供

- 広報誌や各種メディア、ホームページ等を活用し、広報活動の充実に努めます。

②イベントの開催

- 市民団体や本市の公園を管理する指定管理者と連携し、各種工夫を凝らしたイベントを開催し、本市のPRに努めます。



市民団体との協働による「稲荷山のつつじまつり」
(稲荷山公園と稲荷山特別緑地保全地区)



公園指定管理者の主催による「わくわく公園まつり」
(智光山公園)

③緑化意識の高揚

a. 自然観察会の実施

- 狭山の緑の現状について理解を促すため、市民参加による観察会を開催します。

b. 緑化イベントの開催

- 緑に触れ合う機会を増やすため、四季折々の緑のイベントを開催します。

c. 緑化講習会の開催

- 樹木の管理等、緑化技術をテーマとした講習会を開催します。

d. 苗木、ツタ、花苗等の配布

- 苗木等を配布して広く市民に植物を育てることの楽しさを体験してもらい、緑化意識の高揚を図ります。

e. 自然に親しむ教育の推進

- 次世代を担う児童、生徒に緑の大切さを伝え、身近な緑に対する愛情と地域への愛着を育てていくため、緑の野外活動の展開を推進します。



花菖蒲まつり（智光山公園）



春のバラフェスタ（智光山公園）



母の日に贈る寄せ植え作り（緑化植物園）



花いっぱい活動（東三ツ木公園）